

議提第10号

「議案第80号」北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正  
についてに対する附帯決議

会議規則第14条の規定により、「議案第80号」北本市学童保育室設置及び  
管理条例の一部改正についてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

平成28年12月14日 提出

提出者	北本市議会議員	金子	真理子
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美

北本市議会議長 三宮幸雄様

「議案第 80 号」北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正  
についてに対する附帯決議

本条例改正によって、指定管理者は利用許可を出すこと、利用料金を収受すること、と改正された。料金については所得に応じた減免があるため、市が決定し指定管理者が集金する。また、料金滞納者には指定管理者が利用許可の取り消しを行える。

しかし、利用料金を完納できない状況が続く家庭については、利用取り消しで解決を図れない場合が考えられる。これまで使用料として市が管理していた時にはこれらの把握が容易であったが、条例改正で難しくなった。

利用料については毎年度終了後に、指定管理者は収入実績を報告することに定めているが、子育て支援の実態把握の観点からは、年度報告を待つのでは不足の感が否めない。

よって、利用料実績にあっては、年度途中についても、特に滞納や完納できない事例について市は把握に努めることを求める。

以上、決議する。

平成 28 年 1 2 月 1 4 日

北 本 市 議 会